

日本ハンセン病学会会則

昭和43年 4月27日発効
平成 6年 5月12日一次改訂
平成 9年 5月22日二次改訂
平成11年 4月15日三次改訂
平成12年 3月10日四次改訂
平成13年 5月11日五次改訂
平成15年 7月11日六次改訂
平成17年 5月19日七次改訂
平成20年 5月22日八次改訂
平成25年 5月30日九次改訂
平成27年 6月2日十次改訂
平成29年 6月9日十一次改訂
2019年 5月31日十二次改訂
2025年 5月23日十三次改訂

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は日本ハンセン病学会という。英語名は **Japanese Leprosy Associatio** と表示する。

第2条 (構成) 本会はハンセン病及び関連疾患の研究などに関係するもの、それらの業務に賛同するもので構成する。

第3条 (目的) 本会はハンセン病医学及び関連疾患研究の進歩ならびに普及を図り、これをもって学術・社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 総会並びに学術集会などの開催
- (2) 会誌の発行と配布
- (3) ハンセン病及び関連疾患に関する研究、調査および教育
- (4) 内外関係学会との協調提携
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

第5条 (会員) 本会々員を正会員、学生会員、名誉会員並びに賛助会員の4種に分ける。

- (1) 正会員は、第2条に定めた構成員から学生会員、名誉会員並びに賛助会員を除

いたものとする。

- (2) 学生会員は、正会員 1 名以上の推薦、あるいは理事会の審議を経て承認された者とする。学生証の写しを提出の上、1 年毎に更新する。
- (3) 名誉会員は、本会領域への貢献が大なるものを別定内規により選考し、理事会の議決と総会の承認を得て理事長が指名する。指名後はオブザーバーとして理事会に出席できる。
- (4) 賛助会員は、(1)(2)(3)項以外のもので本会の事業に賛同する個人並びに法人とする。
- (5) 入会および退会は所定の入会申込書および退会届を提出する。

第 6 条 (役員) 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 会長 1 名
- (3) 副理事長 1 名
- (4) 理事 若干名
- (5) 委員会の長 (以下委員長) 5 名
(うち学術集会委員長 1 名、編集委員長 1 名、渉外委員長 1 名、倫理委員長 1 名、新患調査委員長 1 名)
- (6) 会計監事 2 名

第 7 条 (役員の選任及び任期)

- (1) 理事は正会員及び名誉会員の選挙により正会員の中より選出される。
- (2) 理事長は理事の互選により選出する。
- (3) 副理事長は、理事の内から理事長が任命する。
- (4) 委員長は、理事長が理事の内より任命する。但し、理事長及び副理事長の併任を妨げないものとする。
- (5) 会計監事は、理事長、副理事長、委員長以外の会員より理事長が任命する。
- (6) 会長は学術集会委員会が正会員の中より選出する。
- (7) 会長を除く役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし連続 2 期までとする。会長の任期は任命・承認された時から次の学術大会終了日までとする。

第 8 条 (欠員補充) (理事欠員補充) 理事に欠員が生じた場合は、理事選出時の次点者をもって、前任者の残任期間を補任する。

第 9 条 (役員職務)

- (1) 理事長は本会を代表し、全会務を統括する。理事長は、理事会を招集し、議長となる。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐する。また、理事長に不測の事態が生じて理事長の職務を遂行できなくなった場合、理事長職務を代行する。
- (3) 理事は総会および理事会の議決に基づき会務を執行する。

- (4) 委員長は、委員会の職務を統括する。
- (5) 会計監事は年 1 回以上会計監査を行う。
- (6) 会長は学術大会を主催し、その運営を統括する。会長は総会の議長となる。

第 3 章 会議

第 10 条 (総会)

総会は本学会の最高議決機関である。本会は正会員並びに名誉会員をもって構成し、総会を年 1 回以上理事長が招集する。但し、理事会または総会構成会員の 1/3 から明確な目的を伴う要望が理事長に提出された場合、理事長は臨時総会を招集する。また、理事長は必要と認めた場合、電磁的方法でまたは書面を使つての総会を臨時に招集できる。総会は、1/3 以上の出席または電子媒体・書面の提出で成立し、過半数で議決される。同数時は議長が議決する。

第 11 条 (理事会)

- (1) 理事会は理事及び会長により構成される。学会運営上必要な事項及び理事長または会長の求める審議事項を忠実に審議する義務を負う。
- (2) 理事会は理事長が必要に応じて随時招集する。
- (3) 理事の 1/3 から明確な目的を伴う要望があったときは、すみやかに理事会を招集する。
- (4) 理事会は半数の出席をもって成立し、出席者の過半数により議決される。同数議決の場合は、議長が議決する。
- (5) 電磁的方法での理事会も開催できる。

第 12 条 (委員会) 本会は、学術集会委員会、編集委員会、渉外委員会、倫理委員会、新患調査委員会及び理事会が認めた委員会を設置する。各委員会は半数の出席をもって成立し、出席者の過半数によって議決される。電磁的方法での委員会も開催できる。議決事項は、理事会で承認を得る。

第 4 章 学会賞

第 13 条 (学会賞) 学会賞についての関係内規は別に定める。

第 5 章 会計

第 14 条 (会費) 本会運営には会費、寄付金及びその他の収入をあてる。会費額は別定内規による。

第 15 条 (会計年度) 4 月から翌年 3 月までとする。

第 16 条 (資金) 本会資金は当面必要金額のほかは郵便貯金または確実な銀行預金とする。

第 17 条 (会計監査) 理事長は年 1 回以上会計監事をしてこれを行わせる。

第 18 条 (学術大会助成金) 事務局は学術大会運営事務局へ運営助成金を支給する。

第 6 章 附則

第 19 条 （事務局） 本会は事務局を理事長が指定する機関の内におく。事務局長は正会員の中から理事長が委嘱し、事務局は本会の運営に必要な会計及び庶務並びにその他に関する事務的事項を遂行する。事務局についての関係内規は別に定める。

第 20 条 （会則変更） 総会議決を要する。

第 21 条 （書類の保管） 本会に関する重要書類は保管する。保管する書類は、理事会で審議し決定する。

内 規

会則第 5 条による名誉会員選考内規

1. 理事会は、本会の事業に多大な貢献をした会員で、以下各条のいずれかに該当し、かつ理事 2 名以上からの推薦があった場合、理事会の議決と総会の承認を得て、名誉会員とする。
2. 本会に特に功労のあった会員で、原則として 70 歳以上、推薦を受けた時点で所属機関または施設を定年退職しているもの。
3. 本会に理事長または会長として貢献したもの。
4. 本会に役員（理事、監事、幹事（旧）、評議員（旧））として 10 年以上貢献したもの。
5. 会員、非会員を問わず原著、総説、著書、特別講演、招待講演などによって、ハンセン病医学の進歩発展に貢献大と認められるもの。
6. 名誉会員は役員を退く。

会則第 7 条による理事選考内規

1. 理事は、正会員から選考し正会員数の 8%（四捨五入）を定数として構成する。
2. 選挙権は 3 年以上会費滞納のない正会員、並びに名誉会員が有する。
3. 被選挙権は会員歴 3 年以上で会費滞納のない正会員が有する。
4. 理事選出は全体選挙による。選挙は定数を連記、無記名投票による。
5. 選挙関連事務（選挙人名簿作成、被選挙人名簿作成、投票・開票等）は学会事務局で行う。開票は事務局長が行い、理事長から委託された正会員 2 名が立ち会う。
6. 当選者は最多数有効票獲得者から順に定数までとし、最下位の同数得票者が複数名以上であれば、会員歴の長い者を選考する。
7. 任期中連続的に理事会を欠席するものは次回被選挙権を喪失する。
8. 理事会は必要があれば、2 名を限度に正会員から理事を推薦できる。推薦理事は会員歴を問わない。

会則第 12 条による学術集会委員会内規

1. （目的）本会は会長の選出、学会賞の選考、学術集会の開催等について審議し、学会の活性化を図ることを目的とする。
2. （委員の指名及び任期）委員長は理事または正会員の中から委員を 4 名指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
3. （業務）本会は会長の選出、学会賞の選考、講習会（共催を含む）、シンポジウム（共催を含む、但し学術大会でのシンポジウムは除く）、及びその他の学術集会に関する事項を司る。議決事項は理事会の承認を得る。

会則第 12 条による編集委員会内規

1. 本会は日本ハンセン病学会雑誌の充実、発展を図ることを目的とする。
2. （委員の指名及び任期）委員長は理事または正会員の中から委員を 5 名指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
3. （業務）本会は日本ハンセン病学会雑誌及びその他の編集並びに発行に関する業務を行う。
議決事項は理事会の承認を得る。

会則第 12 条による渉外委員会内規

1. （目的）本会は会則第 3 条の学会の目的を達成するために、学会外の関係機関、団体等との円滑な連携を図ることを目的とする。
2. （委員の指名及び任期）委員長は理事または正会員の中から委員を 4 名指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
3. （業務）日本医学会関連事項、医療問題関連事項、内外関係学会との協調連携に関する事項、利益相反などに関する事項を司る。議決事項は理事会の承認を得る。

会則第 12 条による倫理委員会内規

1. （目的）本会は日本ハンセン病学会活動全般に関する倫理上の問題について審査等を行い、学会活動の発展並びに社会への貢献を目的とする。
2. （委員の指名及び任期）委員長は理事または正会員の中から 4 名以内の男女両性の委員と会員外の有識者 2 名を指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
3. （業務）本会は日本ハンセン病学会活動全般における倫理及び利益相反問題に関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。そのために本会の下部組織として正会員若干名からなる利益相反委員会を置く。議決事項は理事会の承認を得る。

会則第 12 条による新患調査委員会内規

1. （目的）本会は、国内のハンセン病新患および再発症例の調査を行い、ハンセン病対策

および研究の基礎となる疫学を明らかにすることを目的とする。

2. (委員の指名及び任期) 委員長は理事または正会員の中から委員を4名指名する。任期は2年とし、再任を妨げない。
3. (業務) 本会は、国内のハンセン病新患および再発症例の調査を行い、調査結果を1年毎に公表する。

会則第13条による学会賞関連内規

1. 本賞はハンセン病医学及び関連疾患研究に関し、医学、学術の発展に貢献した会員、また、将来の発展を期待しうる研究業績を挙げた会員に対し、本学会総会において日本ハンセン病学会賞を授与する
2. 本賞は賞状及び副賞よりなる。
3. 受賞者は受賞後、総会で記念講演を行う。
4. 本賞は以下の要領で選考する。
 - (イ) 受賞業績は原則として日本ハンセン病学会雑誌またはその他の学術誌に発表されたものとする。
 - (ロ) 受賞業績は個人または共同研究のいずれであってもよい。
 - (ハ) 受賞業績推薦者は本会名誉会員または理事とする。
 - (ニ) 受賞業績は学術集会委員会によって選考され、理事会の承認を得て決定される。

会則第14条による会費内規

1. 本会運営は正会員・学生会員・賛助会員からの会費並びに特別会費による。
2. 正会員は年額10,000円、学生会員は年額1,000円、名誉会員は免除、賛助会員は年額1口10,000円として、一口以上とする。
3. 特別会費は会員が意志により普通会費以上に納入する会費であり、定額は定めない。
4. 会費は前納制で、年額を前年度の3月末日までに事務局に納入する。

会則第19条による事務局内規

1. (名称) 本局は日本ハンセン病学会事務局という。
2. (目的) 本局は学会関係事務処理(役員選挙、各会議議案書作成、会計、学会費徴収、学会雑誌送付、学会関係文書受付と送付、必要があれば会議の記録など学会の運営に必要な事項)を目的とする。
3. (構成) 非専従事務局長及び事務局員各1名を理事長が委嘱する。事務局長は、理事長の裁量により必要な会議に出席し、必要に応じて議事の説明を行う。

附則

(八次改訂から九次改訂への会則改訂に伴う役員選任について)

第1条

会則九次改訂案が議決された後、すみやかに新役員の選考を行う。

第2条

現役員は新役員が選任された時点で解任され、新役員が任に就く。

第3条

新役員の任期は選任されてから平成27年の総会までとする。

第4条

平成26年度の会長は理事会において選任する。